

I. 平成25年度予算総括

1. 平成25年度予算の基本方針

平成25年度予算においては「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づき、平成24年度補正予算とともに一体的に施策を実施し、中長期的な視野にたつて、災害に強く成長力に富んだ国土の構築を図ることが求められている。

市街地整備事業においても、東日本大震災からの復興、地域の活性化、エネルギー・環境対策、都市の国際競争力強化に資する事業を重点的に実施するとともに、引き続き良好な都市環境の形成、安全・安心な市街地形成の取組を推進する。

【東日本大震災からの復興の推進】

東日本大震災の被災市町村では復興計画が策定され、土地区画整理事業等のまちづくり事業は熟度の高まったものから順次着手されているが、広範かつ甚大な被害を受けた市街地の復興にあたっては、取り組みの更なる加速化が求められている。引き続き、**都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）、津波復興拠点整備事業及び市街地液状化対策事業等の実施を通じて**、被災地のニーズにあわせた被災市街地の復興整備を強力に推進する。

本年3月には事業手法や事業区域の柔軟な見直し、事業の段階的实施等の工夫を織り込んだ住まいの復興工程表を公表し、また、事業の迅速化のため土地区画整理事業の早期工事着手等に向けた方策に関する技術的助言を津波被災県等に周知したところであり、**迅速な事業実施と被災地の一日も早い復興**を推進する。

【地域の活性化・地方都市の再構築、コンパクトシティの推進】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、**コンパクトな市街地に改編して都市構造の集約化を実現することが必要**となっている。

このため、特に地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ、中心市街地等において地域の生活に必要な都市機能が集積した魅力的な拠点市街地が形成されるよう、**都市機能の適切な立地誘導等**を推進する。

【エネルギー・環境対策の推進】

都市活動に由来する温室効果ガスの排出の抑制等の喫緊の課題への対応として、**都市機能の集約化等による低炭素まちづくりの実現**に向けた取組を推進する。

また、東日本大震災を契機としたエネルギー利用効率化、自立分散型エネルギーシステム構築等に対する社会的要請を踏まえ、**エネルギー需給の面で自立した都市づくりを推進**する。

【都市の国際競争力の強化】

成長著しいアジア各都市に比べ、経済社会における地位が急激に低下しつつある我が国の大都市において、国際競争力の強化は喫緊の課題である。

このため、交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発な国際的なビジネス拠点となる地域を形成する上で必要となる**都市拠点インフラの整備**について、引き続き重点的かつ集中的に推進する。

更に、国際競争力強化、防災機能の向上や都市環境の改善の観点から、国際物流の結節地域における**物流拠点の整備・再整備**を推進する。

【安全・安心な市街地形成】

防災上の課題を抱える密集市街地については、多くの隘路を抱えていることから、その整備・改善の速度の加速化が必要である。

このため、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築等により、**密集市街地の解消を図る事業を引き続き重点的に推進**する。

【良好な都市環境の形成】

市街地においては歴史、文化、風土等の地域の個性を重視した美しい景観を形成することが求められている。**歴史的資産を活かした市街地整備**、土地区画整理事業における**美しい景観の形成**並びに、都市再生整備計画事業による**個性あふれるまちづくりを引き続き推進**する。

【市街地整備の方向性について】

○大街区化の推進

大都市の国際競争力の強化や地方都市の再生に向け、地域ポテンシャルを活かして都市機能の更新を図るため、細分化された土地を集約・整形して一体的敷地として有効利用し、街区を構成する区画道路等公共施設の配置や構造を再編する**大街区化**を引き続き推進する。

○既成市街地の再編

地方都市における既成市街地の再編にあたっては、規模や用途などを地域の経済状況・周辺環境を踏まえた内容とする**「身の丈にあった計画」**に誘導しつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入など、地域活性化の取組みを推進する。

2. 平成25年度市街地整備課関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	25年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(一般会計)						
都市再生推進事業	20,635	9,465	19,881	8,225	1.04	1.15
都市再生総合整備事業	1,528	1,057	1,672	1,174	0.91	0.90
都市再生区画整理事業	252	84	324	108	0.78	0.78
国際競争拠点都市整備事業	18,855	8,324	17,885	6,943	1.05	1.20
市街地再開発事業等	55,188	3,010	59,414	2,873	0.93	1.05
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	55,188	3,010	59,414	2,873	0.93	1.05
都市開発事業調査等	448	448	448	448	1.00	1.00
(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)						
土地区画整理事業	828	414	1,368	684	0.61	0.61
(社会資本整備事業特別会計業務勘定)						
用地先行取得資金融資	1,485	0	1,734	0	0.86	—
土地区画整理事業資金融資	4,724	0	8,998	0	0.53	—
市街地再開発事業等資金融資	4,580	0	10,330	0	0.44	—
(行政経費)						
先導的都市環境形成促進事業	2,570	649	1,501	773	1.71	0.84
都市環境形成促進調査	83	83	209	209	0.40	0.40
先導的都市環境形成促進事業費補助金	2,487	566	1,292	564	1.92	1.00

(注) 1. 土地区画整理事業資金融資及び市街地再開発事業等資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額（この2分の1を国から地方公共団体に貸付け）、国費は一般会計からの繰入額である。

2. 本表のほか、平成25年度国費として、

①社会資本整備総合交付金 903,136百万円及び及び防災・安全交付金 1,045,953百万円があり、これらには地域自主戦略交付金の廃止に伴う移行額 591,774百万円が含まれる。

②内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 80,971百万円がある。

③東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（下表）がある。

東日本大震災復興特別会計

(25年度国費、単位：百万円)

区分	復興	全国防災	計
東日本大震災復興交付金	591,774		591,774
社会資本整備総合交付金	44,111	10,278	54,389
都市開発事業調査費	32		32

④土地区画整理事業調査及び市街地再開発事業等調査がある。

⑤コンパクトシティ形成支援事業 500百万円がある（まちづくり推進課、都市計画課、街路交通施設課及び公園緑地・景観課所管分を含む。）。

⑥民間まちづくり活動促進事業 160百万円がある（まちづくり推進課、都市計画課及び公園緑地・景観課所管分を含む。）。

3 . 新規・拡充事項

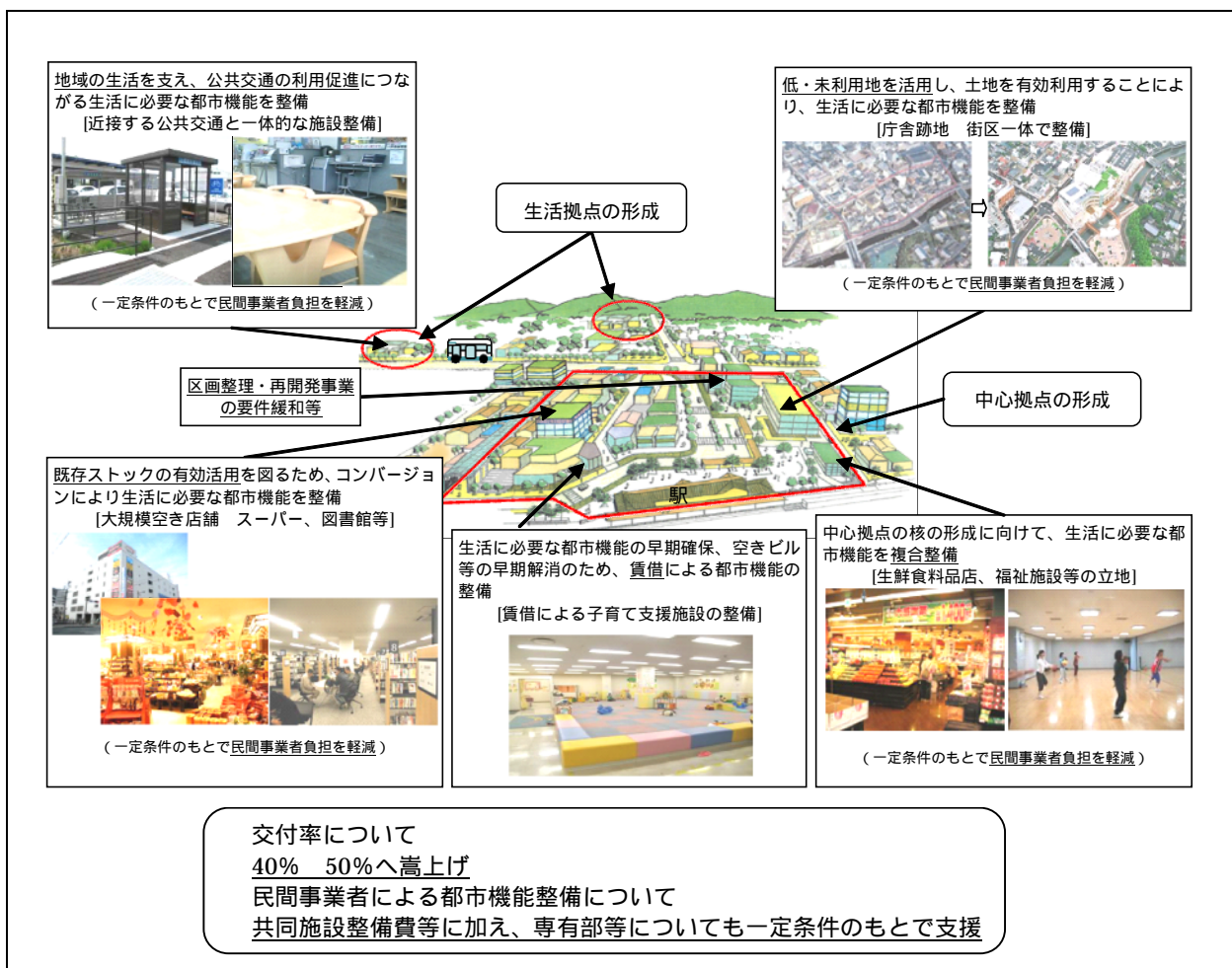
(地域活性化)

(1) 地方都市リノベーション事業〔都市再生整備計画事業の拡充〕(平成24年度補正)

地方都市の既成市街地等において、既存ストックの有効活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）の整備・維持を重点的かつ集中的に支援することにより地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進し、地域の活性化を図る。

地方都市リノベーション事業の実施にあたっては、単に都市機能の整備のみを行うことを目的とせず、整備する都市機能の効果的な活用などによる持続可能な都市構造への再構築を図るという観点から計画策定することが望まれる。

【地方都市リノベーション事業のイメージ】



(エネルギー・環境)

(2) 先導的都市環境形成促進事業の拡充

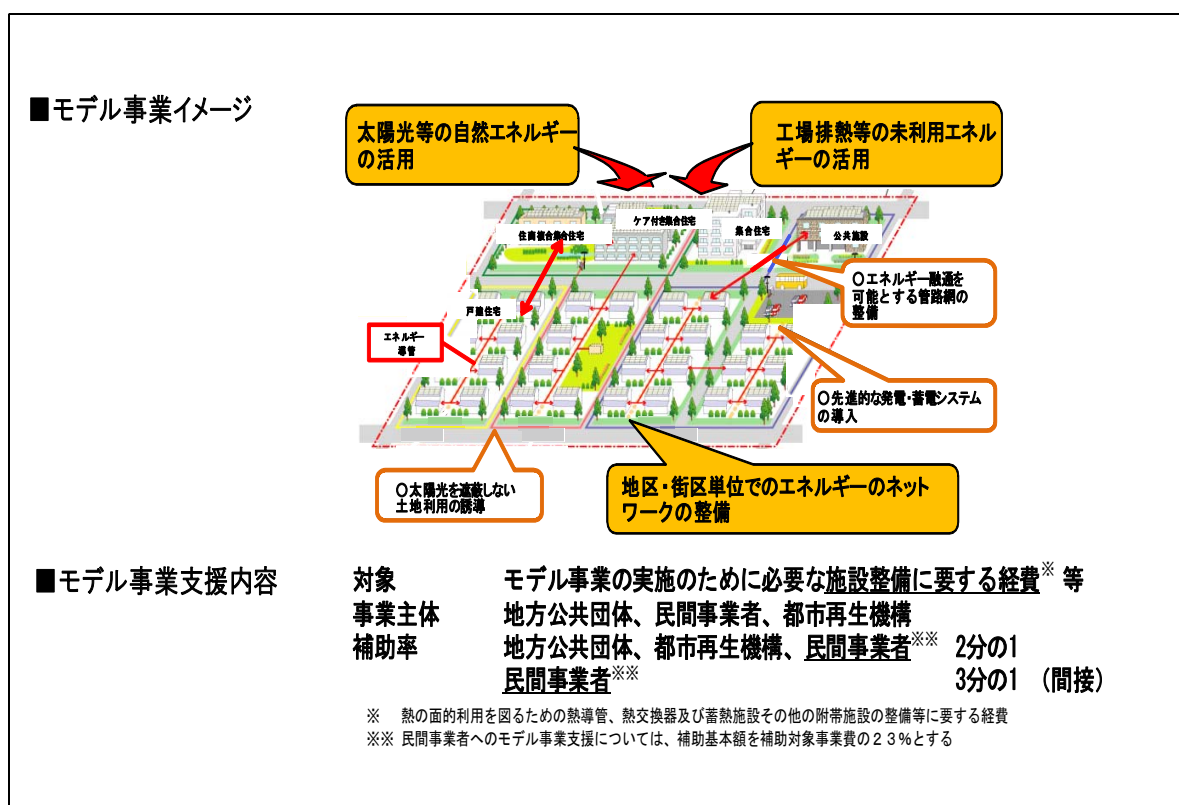
地球温暖化に対応した省 CO2 化、東日本大震災を契機としたエネルギー利用効率化、自立分散型エネルギーシステム構築等に対する社会的ニーズに対応するため、先導的都市環境形成促進事業の従来制度であるエネルギー面的利用推進事業に加え、地区・街区レベルにおいて、エネルギー需給の面で自立した都市づくりを推進するための支援メニュー「自立エネルギー型都市づくり推進事業」を創設。

エネルギー面的利用推進事業

地球温暖化や東日本大震災を契機とした未利用・再生可能エネルギーの活用へのシフトという社会的背景を踏まえ、太陽光や向上排熱等の活用促進を図るため、市街地整備の一環として、これらエネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築するための支援を実施。

都市の低炭素化の促進に関する法律に規定された、地方公共団体が策定する「低炭素まちづくり計画」の区域内において、地方公共団体、民間事業者等が取り組むものについて支援を実施。

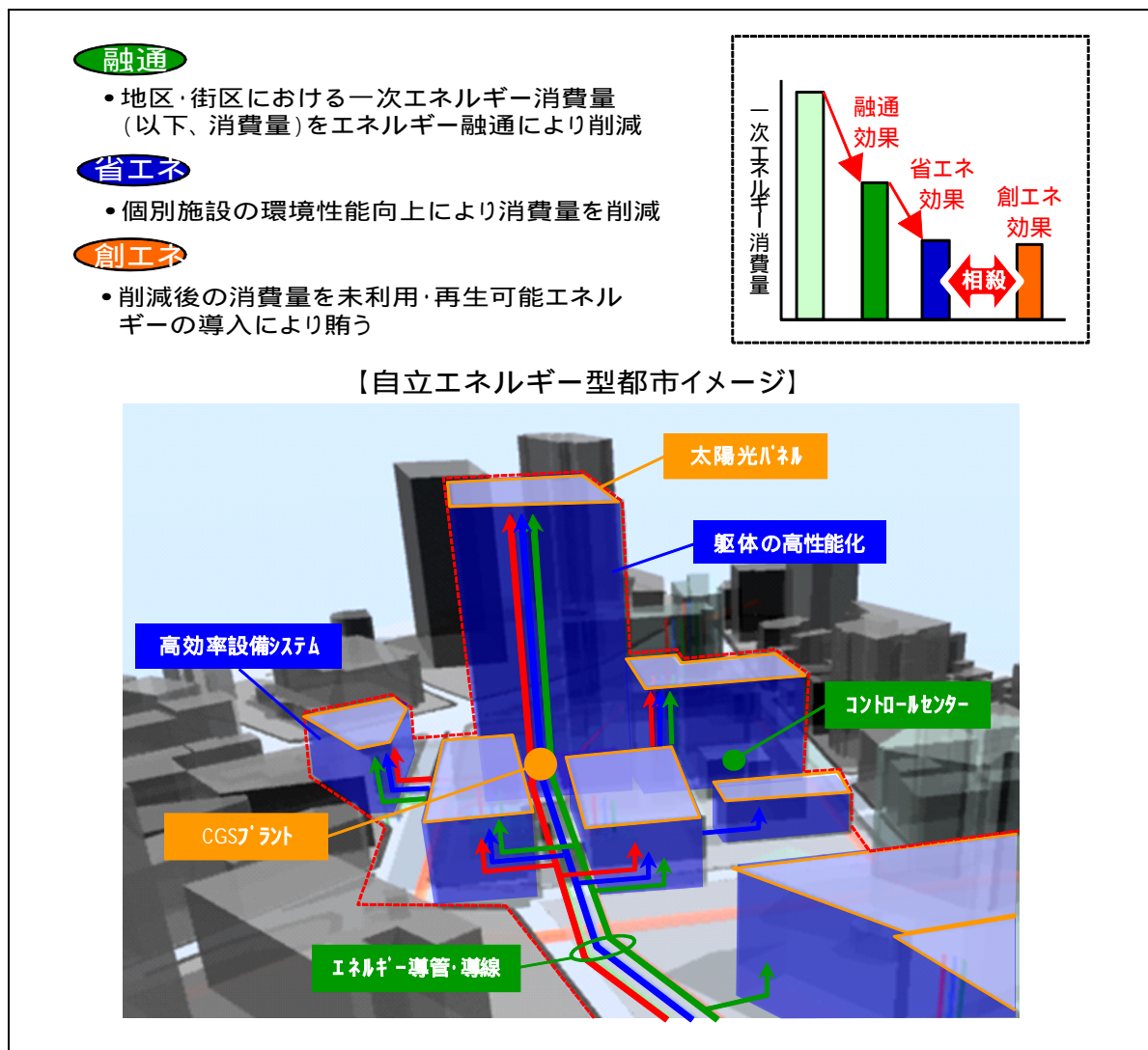
※民間事業者への直接支援も含む



自立エネルギー型都市づくり推進事業の創設

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域の区域、又は低炭素まちづくり計画の区域内において、都市開発とあわせて融通（建物間のエネルギー融通）、省エネ（建物の環境性能の向上）、創エネ（未利用・再生可能エネルギーの導入）の取組を行う先導的な民間プロジェクト等について、各取組をパッケージとした一体的な支援を実施。

民間事業者への直接支援も含む



(3) 集約都市開発支援事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「認定集約都市開発事業」に対する支援の強化を図るため、認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を一体的に支援する『集約都市開発支援事業』の対象事業である、認定集約都市開発事業（優建型）及び認定集約都市開発事業（暮らにぎ型）について、地域要件・区域面積要件を緩和する。

○認定集約都市開発事業(優建型)の拡充		
	現行	拡充
地域要件	・3大都市圏の既成市街地等 ・人口 10 万人以上の市の区域 等	認定集約都市開発事業(優建型)として実施する場合、区域面積要件を概ね 500 m ² 以上に緩和
区域面積要件	概ね 1,000 m ² 以上(ただし、認定中心市街地活性化基本計画の区域等では概ね 500 m ² 以上)	
○認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)の拡充		
	現行	拡充
地域要件	中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区	認定集約都市開発事業(暮らにぎ型)として実施する場合、区域面積要件を概ね 500 m ² 以上に緩和
区域面積要件	概ね 1,000 m ² 以上(ただし同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合等は 500 m ² 以上)	

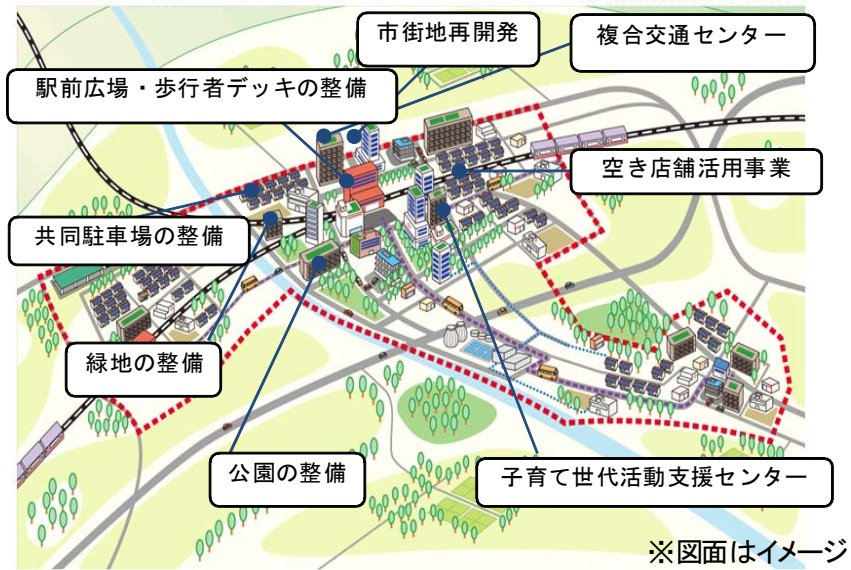
(4) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく「認定集約都市開発事業」に対する支援の強化を図るため、防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する際に国が特別の助成を行う「防災・省エネまちづくり緊急促進事業」の対象事業を拡充する。

	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	
	住宅部分	非住宅部分
認定集約都市開発事業		
再開発型	○	○
防街型	○	× → ○ (拡充)
優建型	○	○
住市総型	○	× → ○ (拡充)
暮らにぎ型	× → ○ (拡充)	× → ○ (拡充)

(5) 都市再生整備計画事業の拡充

都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第2項に規定する「低炭素まちづくり計画」に位置づけられた事業の円滑かつ迅速な実施により、都市の低炭素化を一層推進するため、一定の要件のもとで、都市再生整備計画事業による支援を強化する。(交付率の嵩上げ 40% → 45%)



(国際競争力の強化)

(6) 国際競争拠点都市整備事業の拡充

国際競争力強化、防災機能の向上や都市環境の改善の観点から、国際競争拠点都市整備事業を拡充し、国際物流の結節地域（特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等）において実施される、国際コンテナへの対応が可能な物流拠点の整備・再整備プロジェクトに対する新たな支援メニュー「国際競争流通業務拠点整備事業」を創設する。

※民間事業者への直接支援を含む

